

高石市教育委員会定例会会議録

(令和6年5月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和6年5月15日 午後6時00分
閉 会	令和6年5月15日 午後6時15分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵
事務局職員	教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教育部次長 兼 教 育 総 務 課 長 : 神 志 那 隆 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 学 校 教 育 課 長 : 山 崎 陽 子 社 会 教 育 課 長 : 道 井 里 沙 教育総務課長代理 : 水 谷 亘 社会教育課参事 兼 課 長 代 理 : 船 富 学 学 校 教 育 課 参 事 : 菅 原 庸 晴 学校教育課 教育研究センター所長 : 黒 井 将 典 こ ども 家 庭 課 長 : 乾 直 史 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の委嘱及び解嘱について

社会教育課長	議案第1号「高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の委嘱及び解嘱について」説明します。 本議案は、高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金条例施行規則第3条第2項及び第4項の規定に基づき、高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の解嘱及び委嘱をするもので、市立小中学校校長会の代表者の交替に伴い、2ページ記載のとおり解嘱及び委嘱をお願いするものです。 なお、任期については、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとなります。
採決	可決

- ・ 議案第2号 高石市社会教育委員の委嘱及び解嘱について

社会教育課長	議案第2号、「高石市社会教育委員の委嘱及び解嘱について」説明
--------	--------------------------------

	します。 本議案は、社会教育法第 15 条第 2 項並びに高石市社会教育委員条例第 2 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、高石市社会教育委員を解嘱及び委嘱するもので、市立小中学校校長会の代表者の交替に伴い、4 ページの記載のとおり解嘱及び委嘱をお願いするものです。 なお、任期については、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。
採決	可決

・議案第 3 号 高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について

学校教育課長	議案第 3 号、「高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について」説明します。 本議案は、令和 7 年度から中学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員会委員の任命並びに委嘱について、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第 3 条の規定に基づき、選定委員会委員を 6 名以内で任命及び委嘱する必要があります。本来ならば、議案という形で審議いただくところですが、現時点では選定委員会委員を提案できないこと、また、中学校教科用図書採択業務を行う都合上、次回定例会では間に合わないことから、高石市教育委員会通則第 2 条第 2 項の規定により、委員の任命並びに委嘱については、教育長をして臨時代理することについて、お諮りするものです。
採決	可決

・報告第 1 号 市長からの意見聴取について

次長兼 教育総務課長	報告第 1 号、「市長からの意見聴取について」説明します。 本報告は、令和 6 年第 1 回高石市議会臨時会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められた件について、高石市教育委員会通則第 2 条第 3 項に基づき、異議ない旨、教育長が臨時代理したものを報告するものです。 議案の内容について、説明します。 高石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正が行われ、令和 6 年 5 月 27 日に施行されることとなりましたので、それに伴い、本条例において、この法律を引用していた部分について、所要の改正を行うものです。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第 2 号 教育委員会の後援等に関する報告について

次長兼 教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第 2 条第 1 項の規定に基づき処理したもののについて、同条第 2 項の規定により、12 ページ記載の学校教育課 2 件、社会教育課 5 件、こども家庭課 1 件、合計 8 件の報告をするものです。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・ 報告第 3 号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和 6 年 4 月 10 日から令和 6 年 5 月 14 日までの当委員会関係諸行事について説明。
山本教育長	報告があったものとして処理します。